

東陵中学校

いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

- 1 基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめ防止のための組織
- 4 年間計画

第2章 いじめの未然防止

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめ未然防止のための措置

第3章 早期発見

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめ早期発見のための措置

第4章 組織対応

- 1 いじめが起こった場合の組織対応
- 2 教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめはその生徒の内面を深く傷つけ、将来にわたって生徒の健全な成長に影響を及ぼす人権に関わる重大な問題である。全教職員がいじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりすることも絶対に許さないという姿勢で、どんな小さなことでも必ず親身になって対応していくことが大切である。そのことが、いじめの発生や深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育てることになる。

そのためには、学校として教育活動全般において生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒一人一人を多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観、教育観に立って、指導を徹底することが重要である。

本校では、学校教育目標に「明るく、思いやりのある生徒」を掲げ、心の教育を大切にしながら人間形成教育を行っている。全ての生徒の健全な成長のために人権教育に重点を置くものとし、いじめは重大な人権侵害であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒が在籍する学校において一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であり、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的には、以下のようなものとする。

- 理由もなくいじわるなことをされる。
- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられたりする。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことを書き込みされる。

(2) いじめに対する教員の基本姿勢

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなくいじめられた生徒の立場に立つこと。たとはいじめられても、本人がそれを否定する場合もあることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察する等して確認すること。

いじめに対して教員がとるべき基本姿勢としては、以下のようなものがある。

- いじめはどの生徒、どの学校にも起こりうる。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめはいじめられる側に問題があるという見方は間違いである。
- いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる。
- いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者が一体となって取り組まなければならない課題である。

3 いじめ防止のための組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

(2) 構成：校長、副校長、生徒指導主事、教務主任、学年主任、教育相談、(SC)

(3) 役割

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定
- ② いじめの未然防止
- ③ いじめへの対応
- ④ 資質向上のための校内研修の企画・実施
- ⑤ 年間計画の企画と実施
- ⑥ 年間計画進捗状況のチェック
- ⑦ 学校いじめ防止基本方針の見直し
- ⑧ 緊急対応

4 年間計画

基本方針に沿って、以下の通り実施する。

(1) いじめ防止のための組織的な取り組み

いじめの未然防止の大切さについて共通理解を図るため、全教職員・生徒・保護者に対して以下のような取り組みを組織的・計画的に行う。

月	場	内容	対象
4月	職員会議	・いじめ基本方針の確認	全教員
	生徒総会	・生徒会「いじめ防止宣言」	生徒・教員
	P T A総会等	・「東陵中学校いじめ防止対策基本方針」の提示	保護者
1学期	各学級	・生活アンケート・いじめ調査・教育相談・QUの実施①	生徒
2学期	各学級	・生活アンケート・いじめ調査・教育相談・QUの実施②	生徒
3学期	職員会議	「東陵中学校いじめ防止対策基本方針」の見直し	全教員
週1回	道徳授業	学級・学年の実態に応じた道徳授業を確実に行う	生徒
随時	学級指導	自他を大切にす指導、よりよい集団づくり等	生徒
適宜	いじめ防止対策委員会	各学級・学年からの実態報告や「いじめ」に関する報告	全教員
随時	カウンセラー相談	相談のあった生徒や保護者、気になる生徒等へのカウンセリングの実施と報告	生徒・保護者・(教員)

第2章 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止は、人権についての理解と人権感覚を育む学習活動を各教科、学年・学級活動、行事活動等を通してそれぞれの特質に応じて総合的に進める必要がある。そのため、これらの活動を通して生徒が他の痛みや感情を共感的に受容する想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築けるよう、全教職員が共通の目的意識をもって取り組まねばならない。そして、信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高める努力を続けることが必要である。

2 いじめ未然防止のための措置

(1) いじめについての共通理解

いじめの状態や原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、職員会議や校内研修で周知を図り、平素から教職員全体の共通理解を図る。また、生徒に対しても朝の会・帰りの会や学年・学級活動等で、適宜いじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成していく。

(2) 人権教育・学校行事の充実、読書活動・体験活動の推進

生徒の社会性を育む機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や自分の行動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力等、生徒が他者と円滑にコミュニケーションを図ることができる能力を育てる。

(3) 教職員の指導上の留意

いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていること踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感等を生まないように、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努める。また、学年、学級、生徒会活動等での人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。ストレスを感じた場合でも、それを他の人にぶつけるのではなく、適切に対処できる力を育むように努める。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、生徒によるいじめを助長したりすることが無いよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

第3章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする等、気付きにくく判断しにくい形で行われるという認識の上に立つ。たとえ些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、い

じめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するように努める。また、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

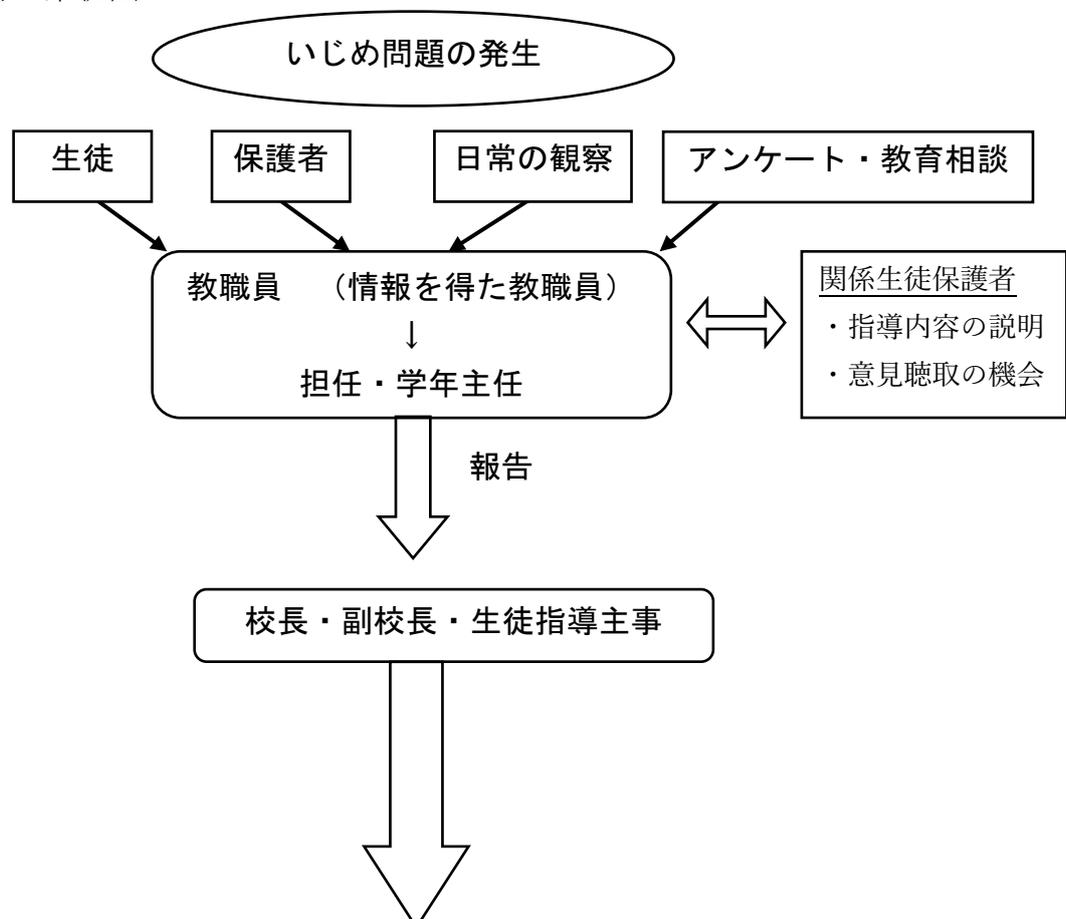
2 いじめ早期発見のための措置

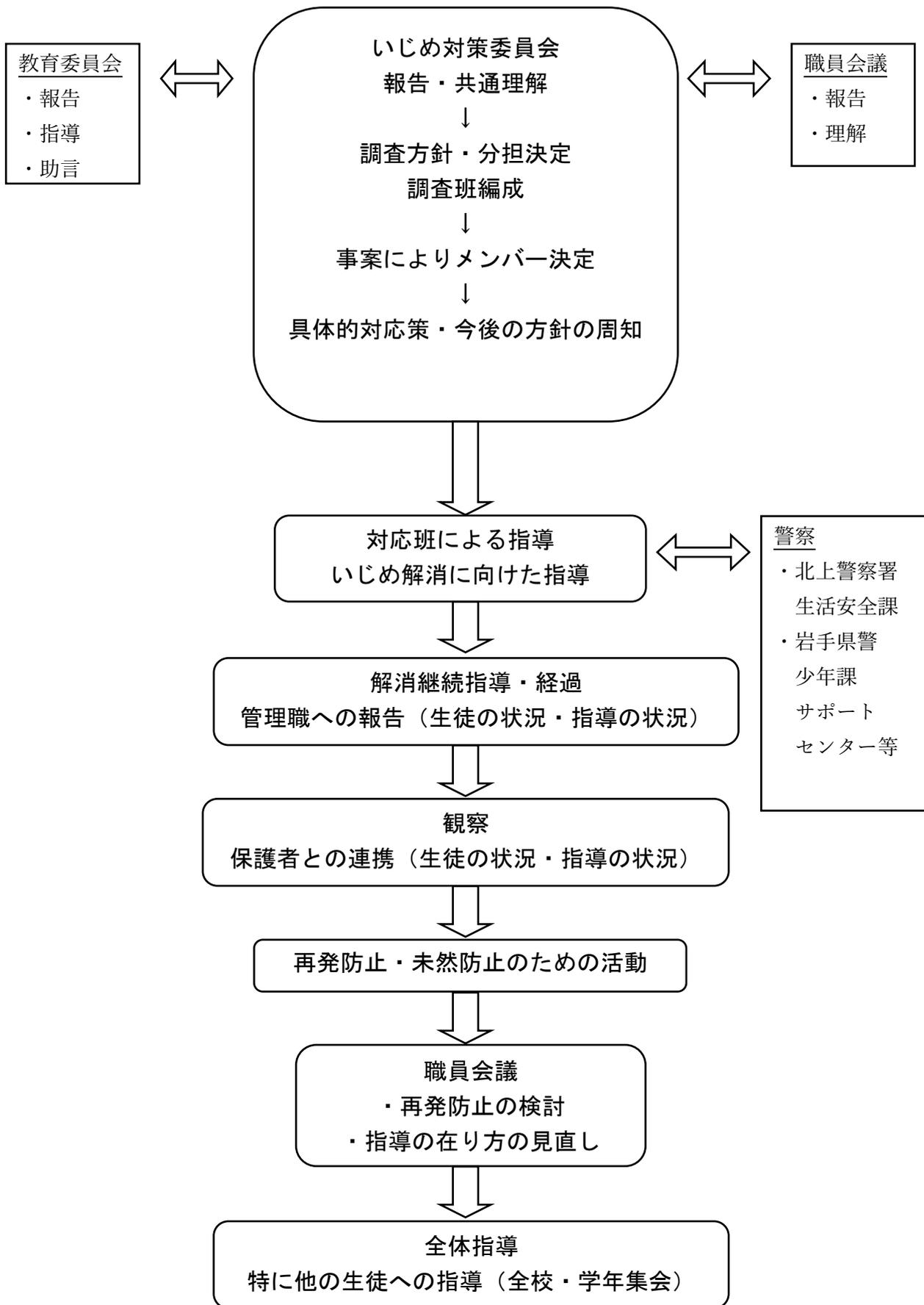
- (1) 学校は、休み時間や放課後の生徒の様子に目を配り日々生徒観察を行うことにより、いじめの早期発見に努める。また、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒がいつでもいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- (2) 家庭との連絡を密にし、連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。
- (3) 生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めているか、体制は適切に機能しているか等、定期的に点検したり、カウンセラーの相談についても広く周知させたりすることで、生徒及び保護者、教職員がいじめに関して連携できる体制を整備する。
- (4) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、取り扱いの方針を明確にして適切かつ慎重に扱うものとする。

第4章 組織対応

1 いじめが起こった場合の組織対応

発生時の系統図





2 教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

(1) 教育委員会との連携

学校において深刻ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導・助言等の必要な支援を受ける。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や生徒相談所などの専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

(2) 出席停止・転学・退学措置について

他の生徒の心身の安全が保障されないなどの恐れがある場合については、いじめ防止対策委員会が中心となり、懲戒という観点からだけでなく、学校の秩序を維持し、他の生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から出席停止の措置を設ける。

また、いじめられた生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた生徒をいじめから守るため、いじめた生徒に対する転学も弾力的に対応する。

(3) 警察との連携について

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められるような事案に関しては、早期に所轄の警察署や県警の少年サポートセンターに相談し、連携して対応する。特にも生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合は直ちに通報する。